

インフルエンザ予防接種費用の一部を補助します

当健康保険組合では、疾病予防の一環としてインフルエンザ予防接種を受けた方に費用の一部を補助しています。

費用の請求は平成28年3月中旬まで、となっていますので早めに会社へ提出しましょう。

（健康保険組合への請求は会社でとりまとめるようお願いします。）

対 象 者

当健康保険組合に加入している
被保険者（本人）・被扶養者（家族）の方

補助限度額

1人につき2,000円まで（年1回）

請 求 方 法

（1）「インフルエンザ予防接種」を受けた「領収書」をもらいます。



（2）被保険者（本人）は、「領収書のコピー」を（※）会社の
担当者へ提出します。

担当者は「①インフルエンザ予防接種費用請求書」に
「②別紙1」もしくは「別紙2」と「③領収書コピー」を
添付し、健康保険組合へ請求します。

（3）健康保険組合から、①の請求書に記載された指定口座に補助金
をお振り込みします。

領収書の例（※）

領 収 書	
健 保 太 郎 様	太郎 様 3,500円
	花子 様 3,500円
¥ 10,000（税込）	※2 一郎 様 1,000円
	二郎 様 1,000円
	三郎 様 1,000円
※1 但し、インフルエンザ予防接種の代金として	健康保険病院



領収書に必要な内容が書かれているか確認しましょう

- ※1 インフルエンザ予防接種代金として
- ※2 受けた方全員のお名前と金額

請求額は、次のようになります。
1人につき2,000円まで助成。

（個人情報保護法により、当健康保険組合から病院等へ領収書内容について問い合わせ出来ません）

レシートの場合【領収書】
【病院名】が印字されてい
ないものは補助出来ません。
（領収書を発行していただく
必要があります）

少額で2回
受けたときは？



お子様等がインフルエンザ予防接種費用を1回1,500円で
10月と翌年の2月に2回受けた場合。
1,500円 + 1,500円 = 3,000円 → **2,000円**を請求
することが出来ます。

健康保険証の更新について

みなさんが今お持ちの健康保険被保険者証「健康保険証」の有効期限は平成27年12月31日と
なっております。

更新時期につきましては当健康保険組合より事業主様宛に別途ご案内をお送り致しますが、
現在お持ちの「健康保険証」と引き替えに新しい「健康保険証」を交付致しますので、返却に
ご協力をお願い致します。

被保険者の皆さまへお願い

ご自分とご家族分の「健康保険証」の保管についてご確認をお願い致します。

健康保険証をなくした場合

○「健康保険被保険者証再交付申請書」のご提出をお願い致します。

再交付を申請する場合、なくした理由を詳しく記入願います。

記入例

1. 病院を受診しようとした際に自宅の「健康保険証」の保管場所を確認したが、保管
場所に見あたらなかった。
2. 「健康保険証」を財布に入れて持ち歩いていたが、〇月〇日外出し電車に乗ろうと
財布を探したが、「健康保険証」ごと財布をなくした。



「健康保険証」の更新につきましては更新前に『被扶養者の資格調査（再認定）』にて
扶養の実態確認が必要になりますので、調査表及び必要書類をご提出下さいますよう
あわせてお願い致します。